

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

今年1月からジュニアNISA制度開始 三世代に継承する金融リテラシー

19歳以下の未成年者を対象にした「ジュニアNISA」(未成年者小額投資非課税制度)が今年1月から始まり、4月から投資が可能となる。年間80万円までの株式投資などに対して、配当益や売却益を無税にする制度だ。投資した年から最長5年間、非課税で運用できる。

証券会社各社はちょうど1年前からこのスタートに合わせ準備してきた。成人向けのNISAから未成年者対象のジュニアNISAの誕生とあって、金融資産の流れが「祖父母から孫へ」→「親から子どもへ」と加速する期待に満ちている。というのも、おカネの貯蓄傾向が高齢者偏重と指摘されてきただけに、家庭内での金融商品の知識向上一助にもなり、親から子への金融リテラシーの「継承」は意味深い、と歓迎する。

金融リテラシー研究所のガイドによると、口座開設には「マイナンバーカード」を使うので成人NISAのような住民票の添付は不要となる。

ジュニアNISAの大きな特徴はいくつかあるが特に「18歳までの払出し制限」に注目だ。災害時などのやむを得ない場合を除いて、口座名義人が18歳になる前に投資資金の払い出しを行う(つまり、18歳までに現金引き出す)と、それまでの利益が課税対象となり、利益から約20%が税金として差し引かれる仕組み。また口座開設後の金融機関の変更や、口座内での金融商品の乗換えも不可などが注意点である。

税務会計

12月末までの消費税転嫁対策取締り 指導2398件、勧告・公表31件実施

経済産業省はこのほど、消費税転嫁対策特別措置法が施行された2013年10月1日から2015年12月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめ公表した。

それによると、監視・取締り対応の取組みでは、買手側(特定事業者)の転嫁拒否行為に対しては、転嫁対策調査官(転嫁Gメン)による監視・取締りを行っており、2015年12月末までの累計で、調査着手7556件、立入検査3317件を行い、指導を2398件(うち大規模小売事業者104件)、措置請求を5件、勧告・公表を31件(同7件)実施した。

2015年12月末までの勧告・指導件数2429件を業種別にみると、「製造業」が660件で最も多く、「建設業」が260件(うち勧告2件)、「情報通信業」が259件(同2件)で続く。

また行為類型別では、計2482件(1社での重複あり)のうち、「買ったたき」が2075件(同31件)と全体の8割強(83.6%)を占めて圧倒的に多く、次いで「本体価格での交渉の拒否」が252件、「減額」が84件(同3件)、「役務利用・利益提供の要請」が71件となっている。

勧告事例をみると、戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払ったとして、2015年12月22日に勧告されている。

今週のキーワード

ジュニアNISA
アンケート

(株)SBI証券(東京都)は昨年、個人投資家(同社の口座保有者)に「ジュニアNISAアンケート」を実施し5,916名から回答があった。▼ジュニアNISA認知度は約50%。最も認知度が高いのが70代、次いで30代、40代の認知度が高く、孫を持つ祖父母世代。▼ジュニアNISA利用意向は30代の51.3%が最も高く、40代が49%。▼人気の業界・業種は「医薬品・バイオ」「情報・通信」「自動車」が3傑。▼最も注目している企業の銘柄コード。トヨタ、ユーグレナ、ビックカメラ、三菱UFJ、みずほFG。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。